

高校在學生等に関する規定

社会人サッカー連盟高校在學生等に関する規定

第1章 総 則

第1条 この規定は、山梨県社会人サッカー連盟競技運営規定第5条に基づき、高校在學生（定時制・専門学生を含む）の選手登録及び取扱い等に関する事項を定める。

第2条 選手は、本連盟が定める規約・規定等を遵守する義務を負い、当該規約・規定等による制約を受けるものとする。

第2章 登録・取扱い等

（選手登録の方法）

第3条 登録は第1種登録とし、加盟チームはWeb登録を行う。
ただし、登録選手については、試合時のメンバー登録は、5名までとし、常時3名が試合に出場することができる。

（資格認定の原則）

第4条 選手の資格認定は、次の条件を確認のうえ行う。

1. 第2種登録をしていない者
2. スポーツ障害保険等に加入している者（コピーを提出）
3. 親等の承諾書の提出

（公式試合出場の制限）

第5条 県外における高校在學生の出場を禁止している公式試合には出場できない。

（禁止行為）

第6条 選手は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 飲酒・喫煙等
2. 「社会人サッカー連盟懲罰基準」の対象になる違反行為
3. その他、高校生としてあるまじき行為 他

（罰 則）

第7条 選手が、前第6条に違反した場合、次の処分を科す。

出場停止処分（非行発覚時から高校在学期間）

なお、違反行為の内容によっては、チームに責任を科す場合もある。

第3章 改廃の手続き

第8条 この規定の改廃は、社会人サッカー連盟運営委員会の承認を得るものとする。

附 則 この規定は、平成6年4月1日から施行する。

平成25年 3月10日一部改正

平成29年 3月12日一部改正